

共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に伴う各戸メーター等設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する実施基準（以下「実施基準」という。）第4条第1項第3号の共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に伴う各戸メーター等設置基準（以下「設置基準」という。）を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この設置基準における用語の定義は、実施基準によるものとする。

(各戸メーターの基本要件)

第3条 守口市水道条例（以下「条例」という。）第9条第3項に規定するメーター（以下「メーター」という。）及び条例第22条第1項に規定する特定子メーターであって実施基準第2条第3号に規定する各戸メーター（以下「メーター等」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) メーター等は、検針・取替等が容易に行えるよう設置すること。
- (2) メーター等は、共同住宅等の各戸ごとに設置すること。また共用使用水道を設置する場合もメーター等を設置すること。
- (3) メーター等を設置する場合の形状及び寸法は、下記のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）と別途協議すること。

口径(mm)	形 式	全長(mm)	取付ねじ部(JIS B 0202)		
			ねじの呼び	外径(mm)	山数
13	接線流羽根車式	100	G3/4	26.441	14
20	接線流羽根車式	190	G1	33.249	11
25	接線流羽根車式	225	G1 1/4	41.910	11

(メーター等の設置要件)

第4条 メーター等の設置については、次のとおりとする。ただし、設置要件に合致しない場合は、管理者と協議し決定すること。

- (1) メーター等は、住戸等外のパイプスペース内（有効幅 600 mm以上）に設置すること。ただし、共用使用水道に設置する共用メーターの場合は、この限りではない。
- (2) メーター等の設置場所は、低位で容易に検針できる箇所とし、パイプスペース床面からメーター下面までの離隔は、50 mm以上 80 mm以下とし、パイプスペース扉面からメーター等の中心までの離隔は、150 mm以上確保すること。（図－1 参照）
- (3) メーター等は、水平に設置すること。

- (4) パイプスペース内は、雨水等が溜まらない構造とすること。
- (5) 同一パイプスペース内に2個以上のメーター等を設置する場合及び他企業の計量器（電気、ガス等）を併設する場合は、それぞれの計量器と空間を設けるなど維持管理の支障にならないように設置すること。
- (6) メーター等の上流側には、必ず止水栓等の止水器具を設置すること。なお、この止水器具付近には、部屋番号を表示したプレート等を設置すること。

（メーター等付近の構造及び材質）

第5条 配管の材質は、金属管（硬質塩化ビニールライニング鋼管及びステンレス管等）、耐衝撃性塩化ビニール管（HIVP管）又は、ポリブテン管（PBP管）等の水道法施行令第5条第2項に規定する「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合しているものを使用すること。

また、事前協議に伴う現地調査で、配管（鉛管など）及び止水器具等の経年劣化等により管理者がメーター取付又は取替が不可能と判断した場合においては、所有者等は所要の設備改良を行なうこと。

（メーター等付近の配管）

第6条 メーター等付近の配管は、次のとおりとする。

- (1) メーター等の配管は、原則としてパイプシャフトの扉面に平行とすること。
- (2) メーター等付近の配管には、凍結、浸食及び外部からの損傷を防ぐために保温材等で必要な措置を講じること。
- (3) メーター等、配管及び給水器具等の保護ため、逆止弁・減圧弁等で必要な措置を講じること。
- (4) 露出している配管は、たわみ、振れ等を防ぐための措置を講じること。
- (5) メーター等付近には、計量に影響を及ぼすような器具（浄水器等）を設置しないこと。

（メーターユニット）

第7条 メーターユニット（ボール止水栓、逆止弁、台座等を一体化したもの）を使用し、メーター等を設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) メーターユニットのメーター接続部分は、圧着式を使用すること。
- (2) メーターユニットは、原則として床面にアンカーボルト等で固定すること。
- (3) メーターユニットは、メーター等が水平となるよう設置すること。
- (4) パイプスペースの扉面よりメーターの中心までの離隔は、200 mm以上確保すること。（図-2参照）
- (5) メーターユニット等が凍結する恐れがある場合は、凍結防止用の保温カバー等を設置すること。

（私設遠隔指示式の設置要件）

第8条 実施基準第3条第2号に規定する私設遠隔指示式を選択した場合の私設遠隔

指示メーター設置は、次のとおりとする。

- (1) 私設遠隔指示メーターは、共同住宅等の各戸及び共用使用水道に設置し、遠隔集中検針盤を設けること。
- (2) 私設遠隔指示メーターは、直結増圧方式の場合は増圧装置以下に、受水槽方式の場合は受水槽以下に設置すること。
- (3) 集中検針盤は、雨のかかる場所等を避け、いつでも容易に検針できる場所に設置すること。
- (4) 集中検針盤は、計量値表示窓が床面から 1500 mm 程度の高さになるように設置すること。
- (5) 集中検針盤の扉は、鍵付とし外部からほこり等が入らない構造とすること。

(維持管理)

第9条 メーター等の維持管理は、次のとおり行うこと。

- (1) メーター以外の給水装置及び給水設備は、個人財産であることから、配管、止水器具及び給水器具等の維持管理は所有者の費用にて対処すること。
- (2) メーター等及び集中検針盤は、常に清潔に保ち、点検等に支障のないようにすること。
- (3) 特定子メーター及び集中検針盤が故障又は破損等の障害が生じた場合は、速やかに管理者に届け自費にて対処すること。
- (4) メーターを取付又は取替したことに起因する漏水が発生した場合、瑕疵担保期間は6ヶ月とし、それ以降については所有者にて対処すること。

附則

(施行期日)

- 1 この設置基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この設置基準の、施行の日前に協議が整っているものについては、なお従前の例による。